

公布された規則のあらまし

◇静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正の趣旨を踏まえ、旅客特定車両停留施設の構造等について定めるほか、必要な改正を行いました。（第1条～第5条、第11条、第12条、第31条の2～第36条、附則第3項関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。